

市町村民税 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

付印  
受 4

整理番号

市町長 令和 年 月 日 提出	名称 (氏名)	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	個人番号又は法人番号	担当者	係	3年度 特別徴収 指定番号	宛名番号	
	氏名		4年度 特別徴収 指定番号			宛名番号			
	電話								
フリガナ	氏名	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生		円	月分から 月分まで	円	年	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期 c 上記以外 ( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)	円
個人番号						月 日			控除社会保険料額
住 所	1月1日 現在								円
	異動後								

◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒	氏名
フリガナ		電話
名称		

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合	理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 本人の印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
		2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は____月分で納入します(翌月10日納期限)。
一括徴収しない場合						
理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。					備考
旧特別徴収処理欄	2年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検		
	3年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検		

- 記載注意
- 1 本届出書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税を給与から引き去りしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転職等）した場合にご提出いただく用紙です。  
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
  - 2 太線  で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。
  - 4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。  
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。
  - 5 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。

A	B	C	D	E	F

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要で、一月三十一日・日曜日の場合は、二月三十一日までに提出期限となります。